

各関係機関・団体の長 殿

栃木労働局長



春季における年次有給休暇の取得促進について(御依頼)

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇(以下「年休」という。)の取得率につきましては、令和3年に58.3%と前年より1.7ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として政府目標である70%とは大きな乖離があり、栃木県においては53.8%(令和4年就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室が集計)と全国平均を下回っております。

また、労働基準法(昭和22年法律第49号)の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

さらに、導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度^(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度^(※2)は、これからも新型コロナウイルス感染症対策として実践している働き方・休み方を続けていくためにも効果的です。

このため厚生労働省では、この春における年休の取得促進の気運を醸成するため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスター及びリーフレットを掲示・配布していただくとともに、別添の広報文例も参考にしつつ、広報誌やホームページなどにより周知していただきますよう、御協力のほどお願いします。

なお、本リーフレット等は、以下に掲載していますので、併せて御活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(※1) 年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得可能となります。

※御不明の点などは、下記の担当部署、担当者まで御連絡ください。

担当部署 栃木労働局 雇用環境・均等室(担当者 小池)

TEL 028-633-2795



休暇で春を楽しんで、
ココロとカラダをリフレッシュ！

Refresh!

もっと自分らしい

働き方

休み方

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



年休取得促進
特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろひろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク